

議員発案第1号

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月 8日

提出者	加茂市議会議員	樋口 浩二
賛成者	同	安田 憲喜
	同	安中 弘
	同	茂岡 明与司
	同	安武 秀敏
	同	関 龍雄
	同	星野 昭吾
	同	今井 詔一

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口 博務

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成三年条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 市民福祉交流センター「加茂美人の湯」の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

議員発案第2号

地域経済の活性化などを求める意見

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月15日

提出者	加茂市議会議員	安田憲喜
賛成者	同	広野豊作
	同	高井保
	同	小野吉太郎
	同	茂岡明与司
	同	大桃一明

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口博務

地域経済の活性化などを求める意見書

地域経済は依然として疲弊し、地域間格差がますます拡大しようとしています。今必要なのは雇用の維持・創出・失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することです。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減をめざして、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしています。こうした政策は地域格差を一層拡大するものにほかなりません。

公務員賃金の引き下げは、公共サービスの低下を招くとともに、これを口実とした他の労働者の賃金引き下げに連動するおそれがあり、そのことが結果として個人の消費の低迷と、更なる地域経済の疲弊と地域格差の拡大を招くこととなります。

よって、政府に対し、下記の施策を講じるよう強く要請いたします。

記

1. 労働基本権を制約されている公務員賃金の見直しについては、十分な労使協議を行うこと。
2. 雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣 様

議員発案第3号

雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月15日

提出者	加茂市議会議員	安田 憲喜
賛成者	同	広野 豊作
	同	高井 保
	同	小野 吉太郎
	同	茂岡 明与司
	同	大桃 一明

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口 博務

雇用対策と地域活性化を重視した政府予算編成を求める意見書

わが国の経済状況は、景気回復局面が続いているといわれていますが、大企業を中心とした輸出主導・リストラ効果による収益向上を背景とした景気回復にすぎず、国民生活改善の実感はありません。失業者は依然として 290 万人以上と雇用情勢は厳しいままです。特に長期失業者や若年失業者などの問題は、雇用者市場に大きな影響を及ぼすとともに、わが国の社会経済においても深刻な問題をもたらしています。

わが国経済を持続的な成長軌道に乗せ、国民生活の安心・安定を実現するためには、国と地方が一体となって雇用対策と地域活性化を重視した施策を最優先に遂行しなければなりません。

よって、国において 2005 年度予算について、雇用維持・創出、失業者支援の抜本強化、中小企業基盤の強化、社会保障基盤の強化及びデフレ対策を強化するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 17 年 3 月 24 日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣
財務大臣 様

議員発案第4号

県立加茂病院の充実強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月17日

提出者	加茂市議会議員	関	龍 雄
賛成者	同	田 沢	弘 一
同	同	安 中	利 男
同	同	山 田	義 栄
同	同	安 中	弘
同	同	大 関	勝 正
同	同	安 武	秀 敏

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋 口 博 務

県立加茂病院の充実強化を求める意見書

新潟県は県立病院改革検討会議を設け、本年1月に当該会議は「中間報告」を公表しました。

この中間報告は、「県民の理解と協力を得ながら進めていかなければならない」また、「地元意向なども踏まえ十分議論を深める必要がある病院がある」などとしながらも、関、係市町村や議会・住民の意見を求めることもなく示されたものであり、甚だ不十分な対応であったと言わざるを得ないものであります。

県立加茂病院は総合病院としての使命を担っているにもかかわらず、内科を除くほぼ全ての診療科で医師不足が慢性化しており、また、昨年10月から産科入院の休止など、機能の縮小が実施され続けられています。

こうした中で、中間報告に示された内容は、地域医療の展望もないまま医療提供の後退のみを予告したものであり、なかでも、再編・統合や独立行政法人化といった内容については、関係する地域住民の危機感は大きいものがあります。

とりわけ加茂・田上地域における救命・救急医療の分野は、他の地域に比べて大きく立ち遅れており、これらの分野における不安の解消は緊急の課題であります。

よって、次の事項について強く要望いたします。

記

1. 県立加茂病院を基幹病院として位置づけ救命救急センターを設置すること。
2. 県立加茂病院の産科、眼科の常勤医師の配置、整形外科医師の複数配置など診療体制の充実並びに機能的な施設に改築すること。
3. 県内の公的病院勤務医の拡充のため、医師確保策に具体的に取り組むこと。
4. 県立病院の経営健全化については、県民の医療を守る立場から、県民の意見を広く求め反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

新潟県知事
新潟県病院局長 様

議員発案第5号

社会保障制度の抜本改革を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月17日

提出者	加茂市議会議員	安 中 弘
賛成者	同	田 沢 弘 一
	同	安 中 利 男
	同	山 田 義 栄
	同	大 関 勝 正
	同	安 武 秀 敏
	同	関 龍 雄

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋 口 博 務

社会保障制度の抜本改革を求める意見書

公的年金制度は、国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、今日、国民の最大の関心事となっています。

しかしながら、現在の年金制度は職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信感により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題点があります。

現在のわが国の年金制度が抱える問題点や、介護・障害者サービスの決定、医療制度の改革など社会保障制度全体の抜本改革を行うことが必要です。

つきましては、国において、国民が生涯を通じて安心して暮らせる社会保障制度を創設するため、次の事項について早急を実施するよう強く要望いたします。

記

1. 基礎年金制度の改革をはじめ、各種年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急を実施すること。
2. 特に、子育て支援の充実、雇用政策、住宅政策などと連携を十分に図ること。
3. 国民年金の未加入及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣
厚生労働大臣 様

議員発案第6号

国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず
地方財政の確立と充実を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月22日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 森山 一理

同 同 中野 元栄

同 同 高橋 禧雄

同 同 樋口 浩二

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口 博務

国家公務員の「地域別給与」への改悪を行わず
地方財政の確立と充実を求める意見書

人事院は今年8月の人事院勧告に向けて、国家公務員の「給与構造の基本的見直し」と称し、「地域に応じた適切な給与調整」をする「地域別給与」制度の導入を検討しています。この内容は、現在全国一律の「基本給」を約5%程度引き下げ一方、大都市には今以上に賃金を上積みするものです。

かりに「地域別給与」制度が実施されると、地方は賃金が引き下げられる反面、大都市では賃金が引き上げられ、現在でもある大都市と地方の賃金格差がさらに拡大することになります。地方では、国家公務員賃金が下がったので、民間労働者も賃金引き下げという悪循環が発生することは目に見えています。公務労働者や民間労働者の賃金が引き下げられることによる地方自治体の財政への悪影響もさげられません。

今、首都圏への一極集中や大都市と地方との格差を是正し、均衡ある国土と地域経済の発展を求めているとき、大都市と地方との賃金格差拡大の推進は、地方切り捨てにもつながらかねないと考えます。

私たちは、「同一労働同一賃金の原則」「大都市と地方とのあらゆる格差の是正」「公務労働者と民間労働者との賃金格差の是正」を求め、もって住民福祉の向上と地域経済の再生・活性化をすすめ、希望もてる地域社会の実現をしたいと願っています。

記

1. 2005年度人事院勧告にあたって、大都市と地方との賃金水準の格差拡大となる「給与構造の基本的見直し」をしないこと。
2. 大都市と地方との格差是正をはかる施策をすすめ、特に地方自治体の必要な財政需要をまかなう財源確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
人事院総裁
様

議員発案第7号

消費税の増税に反対する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月22日

提出者	加茂市議会議員	中野元栄
賛成者	同	森山一理
	同	高橋禧雄
	同	樋口浩二
	同	佐野正三良
	同	星野昭吾
	同	今井詔一

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口博務

消費税の大増税に反対する意見書

未曾有の不況と雇用不安が国民・中小業者の暮らしや営業を直撃し、深刻な危機をもたらしています。「景気回復」といわれていますが、国民・中小業者の実感からはほど遠く、暮らし・商売の困難は一刻も放置できない事態となっています。加えて、昨年相次いで新潟県を襲った大水害・震災で、多くの県民が甚大な被害を受けました。被災地の住民・中小業者は未だ暮らし・商売の再建の展望が持てない状態におかれています。多くの国民・中小業者は、不況を打開し、家計をあたため、消費を増やす施策や生活再建・事業再開が可能な復興支援の実施を切実に願っています。

こうした中で、医療費・年金保険料の引き上げや定率減税の縮小・廃止など、今後2年間で約7兆円もの負担増・増税の計画は、不況と災害で苦しんでいる国民・中小業者に冷や水を浴びせかけるものです。その上、消費税のさらなる増税は、営業と暮らしを根こそぎ破壊するものです。

政府は、「社会保障の財源」を理由に2007年から消費税率の大幅引き上げの方向を強めています。消費税は、所得の少ない人ほど税負担の重い不公平な税制です。税率が高ければ高いほど、その逆進性は強まり、低所得者や高齢者の負担は大きくなっていきます。最悪の大衆課税である消費税は、社会保障・福祉の税源に最もふさわしくない税金です。消費税の導入後16年間、消費税収は148兆円となる一方、大企業の法人税3税（法人税・法人住民税・法人事業税）の減税分は145兆円です。消費税収が大企業の法人税減税の穴埋めに使われ、社会保障・福祉に使われてこなかったことは明らかです。消費税の負担と引きかえに行った大企業・大金持ちへの減税をもとにもどし、不公平な税制をただし、国民・中小業者の暮らしと営業を応援し、税金の使い道を変え、社会保障・福祉を予算の中心に据えれば、安心して安定した「社会保障制度」の確立は、消費税を増税しなくても十分に可能です。年金など社会保障の財源や財政危機を口実にした消費税率の引き上げはきっぱりとやめるべきです。

以上の趣旨から、下記の項目の実施を要望いたします。

記

1. 消費税の大増税はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議員 樋口博務

衆議院議長
参議院議長
様

議員発案第8号

定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月22日

提出者	加茂市議会議員	星野昭吾
賛成者	同	森山一理
	同	中野元栄
	同	高橋禧雄
	同	樋口浩二
	同	佐野正三良
	同	今井詔一

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋口博務

定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書

現在、わが国の経済情勢は、景気回復の基調にあるといわれていますが、その回復度合いは産業間、地域間において大きな格差があるのが実態であります。また、医療費自己負担割合の引き上げや、社会保険料の負担増、税制における諸控除の縮小・廃止により家計負担は年々増加しています。

定率減税が縮小・廃止になれば、国民に更なる負担増を強いることにより消費が減退し、景気を腰折れさせることとなります。

とりわけ新潟県は、7.13 水害、新潟県中越地震と度重なる災害に見舞われ、職場を失い、家計が崩壊した県民が大勢います。このような時に、定率減税の廃止が行われれば新潟県経済の回復にも支障を及ぼすのは明らかです。

よって、政府に対し、下記の方策を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 消費税の大増税はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣
財務大臣 様

議員発案第9号

自然災害被災者に対する住宅再建支援制度の確立に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 3月22日

提出者 加茂市議会議員 森 山 一 理

賛成者 同 中 野 元 栄

同 同 高 橋 禧 雄

同 同 樋 口 浩 二

同 同 佐 野 正三良

同 同 星 野 昭 吾

同 同 今 井 詔 一

平成17年 3月24日議決

加茂市議会議長 樋 口 博 務

自然災害被災者に対する住宅再建支援制度の確立に関する意見書

わが国においては、地理的・気象的条件により毎年数多くの自然災害が発生しており、とりわけ昨年は、全国各地での豪雨災害や台風の襲来それに新潟県中越地震など大規模な災害が多発しました。こうした自然災害が発生した場合、被災者の生活を維持し、復旧への強い意欲を持続させるためには、何よりも生活の基盤となる住宅の確保が欠かせません。

そのため政府は被災者生活再建支援法の一部を改正し、平成16年4月から、被災者生活再建支援制度の拡充策として、居住安定支援制度の創設等を行ったところではありますが、依然として住宅本体の再建については支援の対象としておりません。

よって、被災地域の速やかな復旧・復興を図るために、自然災害被災者に対する住宅再建支援制度を早期に確立することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 3月24日

加茂市議会議長 樋口博務

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣 様
防災担当大臣
衆議院議長
参議院議長